

漁獲番号・荷口番号について

令和3年6月
水産庁

漁獲証明制度に関する検討会での議論①

- 漁獲証明制度のあり方についてのとりまとめでは、指定水産動植物の採捕者は、漁獲証明を受ける必要があり、その際には、漁獲ごとに漁獲証明番号が発行される仕組みが想定されていた。
- また、漁獲証明番号は、取引記録の中にも記録事項として記載することが想定されていた。

漁獲証明制度のあり方について とりまとめ（令和2年6月）

<漁獲番号について>

1 国内における水産動植物の漁獲証明制度

(3) 国内で違法漁獲等のおそれ大きい水産動植物（指定水産動植物）に関する漁獲証明の実施等を行う仕組み

① 指定水産動植物に対する漁獲証明の実施

違法に採捕された漁獲物が漁業現場から流通すると、適法に採捕されたものとの判別が困難となってしまうという問題がある。流通段階において違法漁獲物を判別し適正な流通を確保するため、指定水産動植物の採捕者は、流通の入り口の段階で適法に採捕されたものであるとする漁獲証明を受けなければならない仕組みを設ける必要がある。漁獲証明を受けた際には、採捕者から申請された漁獲ごとに番号（以下「漁獲証明番号」という。）を発行することとする。

③ 指定水産動植物の規制内容

イ 取引記録の作成・保存義務

不正流通や偽装表示等の問題が発生した場合に、問題の発生源や流通ルートを迅速かつ的確に特定するため、全取扱事業者に、指定水産動植物やその加工品について譲受け又は譲渡しを行ったときの取引記録の作成・保存を義務付けるべきである（他事業者に委託して販売する場合や委託加工等のために他の事業所等へ搬出入を行う場合にも、同様とする）。

（略）

また、具体的な取引記録事項としては、名称、産地、数量、年月日、相手方の氏名又は名称、漁獲証明番号とする。なお、事業者の負担に配慮し、既存の業務の延長として取り組めるよう、確定申告等のため全事業者が保存することになっている取引伝票等に取引記録を記載することで義務の履行をすることも可能とすべきである。

漁獲証明制度に関する検討会での議論②

- 漁獲証明制度のあり方についてのとりまとめでは、流通業者・小売業者の負担に鑑み、ロットの統合が行われる際に、漁獲証明番号に代え、以降のトレースを可能とすることを前提として、別のロット番号で記載することを可能とすべきと言及された。

漁獲証明制度のあり方について とりまとめ（令和2年6月）

<ロット番号について>

1 国内における水産動植物の漁獲証明制度

(3) 国内で違法漁獲等のおそれ大きい水産動植物（指定水産動植物）に関する漁獲証明の実施等を行う仕組み

③ 指定水産動植物の規制内容

イ 取引記録の作成・保存義務
(略)

複数の業者から仕入れた原料の加工や、1つのロットを小分け販売する場合など、ロットが統合・小分けされる場合に違法漁獲物が混入されるおそれがあるとの指摘に対応するため、ロットの統合は一定期限内に購入されたものまでとし、ロットの統合後の商品の販売記録に記載する漁獲証明番号については、統合前の全ロットの漁獲証明番号を記録することとすべきである。また、大規模なロットの統合が行われる際には、流通業者・小売業者の負担に鑑み、漁獲証明番号に代え、以降のトレースを可能とすることを前提として、別のロット番号で記録することも可能とすべきである。

漁獲番号にかかる法律の規定

- 法案化するにあたり、漁獲証明の仕組みが見直され、漁獲番号の伝達と取引記録の作成・保存によるトレーサビリティの仕組みに内容が変更された。
- その際、漁獲番号は、漁業者等の届出に対して通知される届出番号を基礎に構築されるもので、取引の都度、商品の適正性を担保する情報として伝達することが義務化された。

<法律第3条>

- 農林水産大臣は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出をした者が同項に規定する権限を有すると認めるとき（当該届出をした者が同項に規定する団体である場合にあっては、当該団体に所属する者が当該権限を有すると認めるとき）は、農林水産省令で定めるところにより、**当該届出に係る番号を当該届出をした者に通知するものとする。**

<法律第4条>

- 届出採捕者は、自ら（届出採捕者が前条第一項に規定する団体である場合にあっては、当該団体に所属する者）が採捕した特定第一種水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者への譲渡しをするとき、農林水産省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、これらの特定第一種水産動植物等の名称、**同条第2項の規定による通知に係る番号を含む漁獲に関する番号（以下「漁獲番号」という。）**その他農林水産省令で定める事項を、**当該他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならない。**

<法律第5条>

- 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から譲り受けた特定第一種水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者への譲渡し又は引渡しをするとき、農林水産省令で定めるところにより、**その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、当該特定第一種水産動植物等の名称、漁獲番号**その他農林水産省令で定める事項を、**当該他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならない。**

荷口番号と養殖・輸入品にかかる法律の規定

- 法案化するにあたり、検討会において、ロット番号と呼んでいたものは、荷口番号として規定された。
- また、輸入水産物や養殖物については、法の趣旨からは漁獲番号は必要ないが、違法水産物の逃げ道になる懸念があったことから、法律では、これらについては漁獲番号に代えて「輸入水産物」や「養殖物」である旨を伝達することを義務付けし、取引記録も保存することとされた。

<法律第5条>

- 前項の場合においては、特定第一種水産動植物等取扱事業者は、農林水産省令で定めるところにより、漁獲番号に代えて、荷口番号（漁獲番号以外の番号又は記号であって漁獲番号に対応するものをいう。以下同じ。）を伝達することができる。
- 輸入され、若しくは養殖された特定第一種水産動植物（国内において採捕された特定第一種水産動植物を用いて養殖されたものを除く。）又はこれらを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等（以下「輸入・養殖水産動植物等」という。）についての第一項の規定の適用については、同項中「漁獲番号」とあるのは、「第四項に規定する輸入・養殖水産動植物等である旨」とする。

国会における政府答弁（漁獲番号）

- 第203回臨時国会において、正規な漁獲物であることを識別するために、漁獲番号を事業者間で伝達することや、伝票等に漁獲番号の記載を求める旨の答弁を行った。
- また、漁獲番号等を含む取引記録の作成により、事後的に当該製品の流通経路を追跡することが可能である旨答弁を行った。

政府答弁

- 本制度につきましては、元々税法で伝票や領収書などの帳簿書類の作成、保存が事業者既に今でも課されているわけでごさいます、こういった状況を踏まえまして、これらの伝票等を利用することで義務の履行が果たせるように、関係事業者の負担軽減に配慮した設計としているところでございます。

こうした中で、正規な漁獲物であることを識別するために、今回新たに伝票等に漁獲番号の記載を求めることとしておりまして、この点については、容易に義務履行が可能となるような方策を検討することとしております。

現在、資源管理を推進する観点からスマート水産業を推進するために、今、産地市場、漁協等の電子化を図ろうとしているところでございまして、こうした中で漁獲番号の円滑な伝達についてもどのような措置がとれるかについて検討していきたいというふうに考えております。

(令和2年12月3日(参)農林水産委員会 山口長官答弁)

- 本法案によりまして、漁業者あるいは漁協には、あらかじめ漁業法等の規則を遵守して採捕する旨を届け出ることが義務付けられますので、行政機関が適法な漁業者をまず確認することができます。

また、先生今お話しいただきましたとおり、漁獲番号をこの事業者間で伝達をして、その取引記録を作成して保存することが義務付けられておりますので、仮に密漁品の混入等の疑義案件が生じた場合には、行政機関が関係事業者に立入検査を行う、あるいは取引記録に記載された漁獲番号を確認することで流通経路の追跡調査が可能になるわけです。

(令和2年12月3日(参)農林水産委員会 野上大臣答弁抜粋)

国会における政府答弁（荷口番号）

- 第203回臨時国会において、加工・流通の過程で、荷口の統合が小分けがなされる際、事業者間における情報伝達の簡便化の観点から、複数の漁獲番号を荷口番号に置きかえることも可能とする答弁を行った。

政府答弁

- 特定水産物につきましては、売買や取引の過程で荷口が小分けされ、又は統合されるということが生ずることがありますし、また、加工の過程で種々の荷口がまぜられたりする場合があるわけでございます。漁獲番号の伝達につきましては、小分けや統合等の行為の前後で、もとの漁獲番号とは別に新たに荷口番号をつけて、その対応関係がわかるようになっていれば番号を小分けしてもよいというような仕組みで考えているところでございます。

また、統合時においては各漁獲物ごとの漁獲番号が集まってくることとなりますので、漁獲番号を幾つも列記するということが基本になるわけでございますが、事業者間における情報伝達の簡便化のために、複数の漁獲番号を新たに一つの荷口番号に置きかえることも可能にしたいと考えているところでございます。

また、加工が行われた場合につきましても、加工後に新たな荷口番号を伝達された漁業者がいるわけでございますが、もとの漁獲番号がたどれるように、荷口番号を付与した方、荷口番号を分けた方については、番号の変換の対応関係がわかる、そういった記録を残していただくことが必要だというふうに考えております。いずれにいたしましても、制度の詳細な運用につきましては、水産動植物ごとの流通、加工の実態、これがまた異なるところもございますので、それらを踏まえながら、水産動植物ごとに検討してまいりたいと考えております。
(令和2年12月3日(参)農林水産委員会 山口長官答弁)

漁獲番号の検討① 届出番号の考え方（案）

○ 漁獲番号の構成要素である届出番号については、必要性和事業者の負担との兼ね合いから、7桁にしてはどうか。

届出番号に求められる機能

- (1) 国内における違法漁獲が、非漁業者により多く行われている実態を踏まえれば、適法な採捕者により採捕された漁獲物であることが識別できる仕組みを導入することが必要。
- (2) このため、
 - ① 特定第一種水産動植物の採捕の事業を営む者であって、譲渡しを行おうとするものには、行政機関に届出を義務付け、
 - ② 行政機関が、届出者に対して唯一無二の番号を通知することとしている。
- (3) 届出番号には、仮に全漁業者に届出の義務が課された場合であっても、唯一無二の付番ができるだけの桁数が必要である。

届出番号の桁数に係る考え方

- (1) 潜在的に届出を行う可能性のある主体
 - ・海面漁業経営体数： 73,270
 - ・漁業就業者数： 144,740
 - ・海面漁業経営体数+漁業就業者数： 218,010
(73,270) (144,740)
- (2) 仮に、全漁業経営体+全漁業就業者に通知する場合、6桁(999-999)で足りるが、新規漁業就業者や漁業者の法人化による届出を考慮するとともに、将来的なシステム改修コスト等を踏まえ、7桁(9-999-999)としてはどうか。
- (3) 一方、7桁とする場合の事業者の負担についても考慮する必要。

漁獲番号の検討② 漁獲番号の考え方（案）

- 漁獲番号については、適法漁獲物のみを識別可能とするとともに、漁獲情報が川下の事業者まで正確に伝達されることで取引記録の真正性を担保する観点から、①届出番号、②取引年月日、③取引番号の3要素で構成される16桁のものとしてはどうか

漁獲番号に求められる機能

- (1) 届出採捕者を起点に特定第一種水産動植物等を他の取扱事業者に譲渡する際に、漁獲物ごとの識別可能性、追跡可能性を担保する観点から、漁獲番号の伝達を義務付けることとしている。
- (2) また、漁獲番号を記録した取引記録の作成・保存義務が事業者に課されているのは、水産動植物の採捕者や産地、取引年月日などの漁獲物情報が、川下の事業者まで正確に伝達され、事後のトレーサビリティを可能とするためである。
- (3) このため、漁獲番号の構成要素としては、
- ①届出採捕者の漁獲物であることを示すための「届出番号」
 - ②流通の起点となる取引の日を示すための「取引年月日」
 - ③取引の起点となる入札ロットの別を示すための「取引番号」
- とすることが適当ではないか。

漁獲番号の桁数に係る考え方

- (1) 構成要素①：届出番号
- ・ 届出番号については、前ページの考え方により7桁が適当。
- (2) 構成要素②：取引年月日
- ・ 取引年月日等の日付に係る表記については、国際規格として、西暦下2桁を入れた6桁（YYMMDD）が推奨されていることから、漁獲番号に係る取引年月日については、6桁(YYMMDD)が適当。
- (3) 構成要素③：取引番号
- ・ これまでの産地調査において、ナマコ取引の盛んな漁協においては、各支所で漁業者が水揚したロット単位で漁協が競りを行っており、12月の最盛期には1日の取引単位が2桁を超える。漁協の届出番号において漁獲番号を発行する場合は取引番号が2桁を超える場合が想定され、こうした事例にも対応できるよう、取引番号は3桁(999)とすることが適当。
- 以上のことから、漁獲番号は16桁とすることが適当。

漁獲番号の検討③ 漁獲番号の付番例（案）

- 例えば、届出番号「1234567」の届出採捕者が、2021年6月15日に産地市場にアワビを出荷し、漁協がロットを割り振り、入札ロット1番として取引がなされた場合、一次買受業者に伝達される漁獲番号は以下のとおりである。

①届出番号（7桁）

②取引年月日（6桁）

③取引番号（3桁）

1 2 3 4 5 6 7

2 1 0 6 1 5

0 0 1



漁獲番号 16桁

1 2 3 4 5 6 7 2 1 0 6 1 5 0 0 1

荷口番号の検討① 荷口番号の考え方（案）

- 荷口番号については、荷口の統合や小分けを行うことが想定される中、漁獲番号と同様唯一無二とし、トレーサビリティの正確性を担保する観点から、複数の漁獲番号に代えて伝達可能な番号として、①事業者を区別する番号、②取引年月日、③取引番号の3要素で構成される16桁のものとしてはどうか。

荷口番号に求められる機能

- (1) 特定第一種水産動植物が流通業者や加工業者に譲渡し又は引渡しが行なわれた場合、漁獲番号の異なる複数の荷口が統合又は加工過程で混在し、また、小分けにして販売されるときもあり、その全ての漁獲番号を記録することから、統合等される荷口数が多くなればなるほど、譲渡し又は引渡しする際に伝達・記録される漁獲番号が膨大な数になる可能性がある。
- (2) これは加工・流通業者等にとって大きな負担となるだけでなく、伝達・記録事項が複雑化することは追跡の正確性の担保からも望ましくないため、本制度においては、一定期間内に統合された複数の漁獲番号に代えて別の荷口番号を伝達できることとしたところ。
- (3) 荷口番号によって伝達する場合においては、追跡可能性を担保するため、当該荷口番号に対応する漁獲番号について記録を作成し、保存する必要。

荷口番号の桁数に係る考え方

- (1) 構成要素①：事業者を区別する番号であることが必要であり、漁獲番号と同様7桁が適当。その詳細については調整中。
- (2) 構成要素②：年月日
漁獲番号と同様に、取引年月日等の日付に係る表記については、国際規格として推奨されている6桁(YMMMDD)が適当。
- (3) 構成要素③：取引番号
大手事業者によっては、100以上の取引先に販売するケースも想定されるため取引番号は3桁(999)が適当。
- 以上のことから、荷口番号は16桁とすることが適当。

荷口番号の検討② 荷口番号の構成+考え方 (案)

- 例えば、卸業者がアワビをサイズごと等に再編成し2021年6月15日に仲卸業者へ出荷した場合、仲卸業者へは以下の荷口番号が伝達される。

①事業者を区別する番号 (7桁)

②取引年月日 (6桁)

③取引番号 (3桁)

5 2 3 4 5 6 7

2 1 0 6 1 5

0 0 1

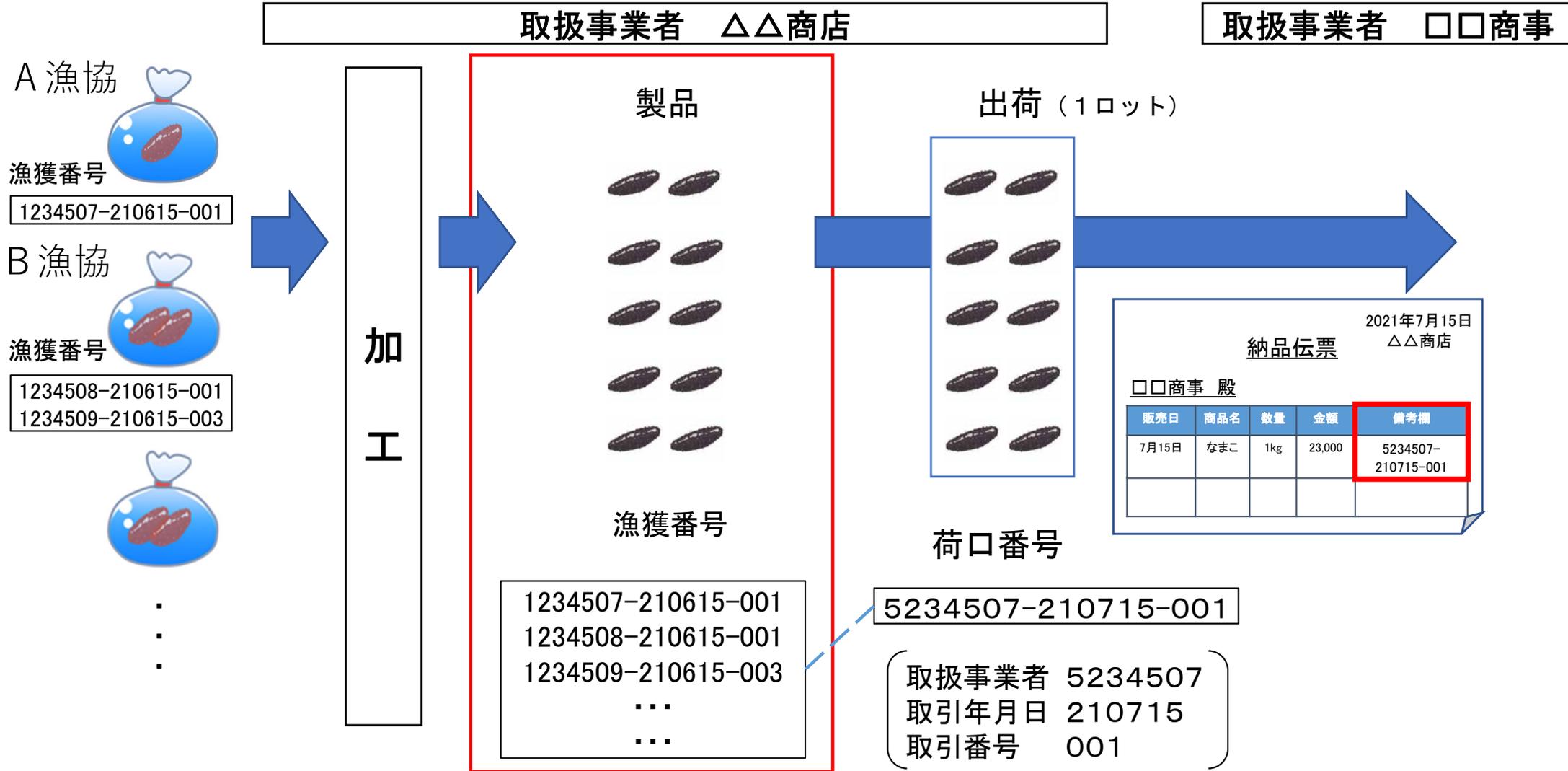


荷口番号 16桁

5 2 3 4 5 6 7 2 1 0 6 1 5 0 0 1

漁獲番号・荷口番号の付与例①（水産加工業者のケース）

想定される事例1 漁業者からナマコを購入し、一定期間かけ、加工。製品は注文に応じ出荷。

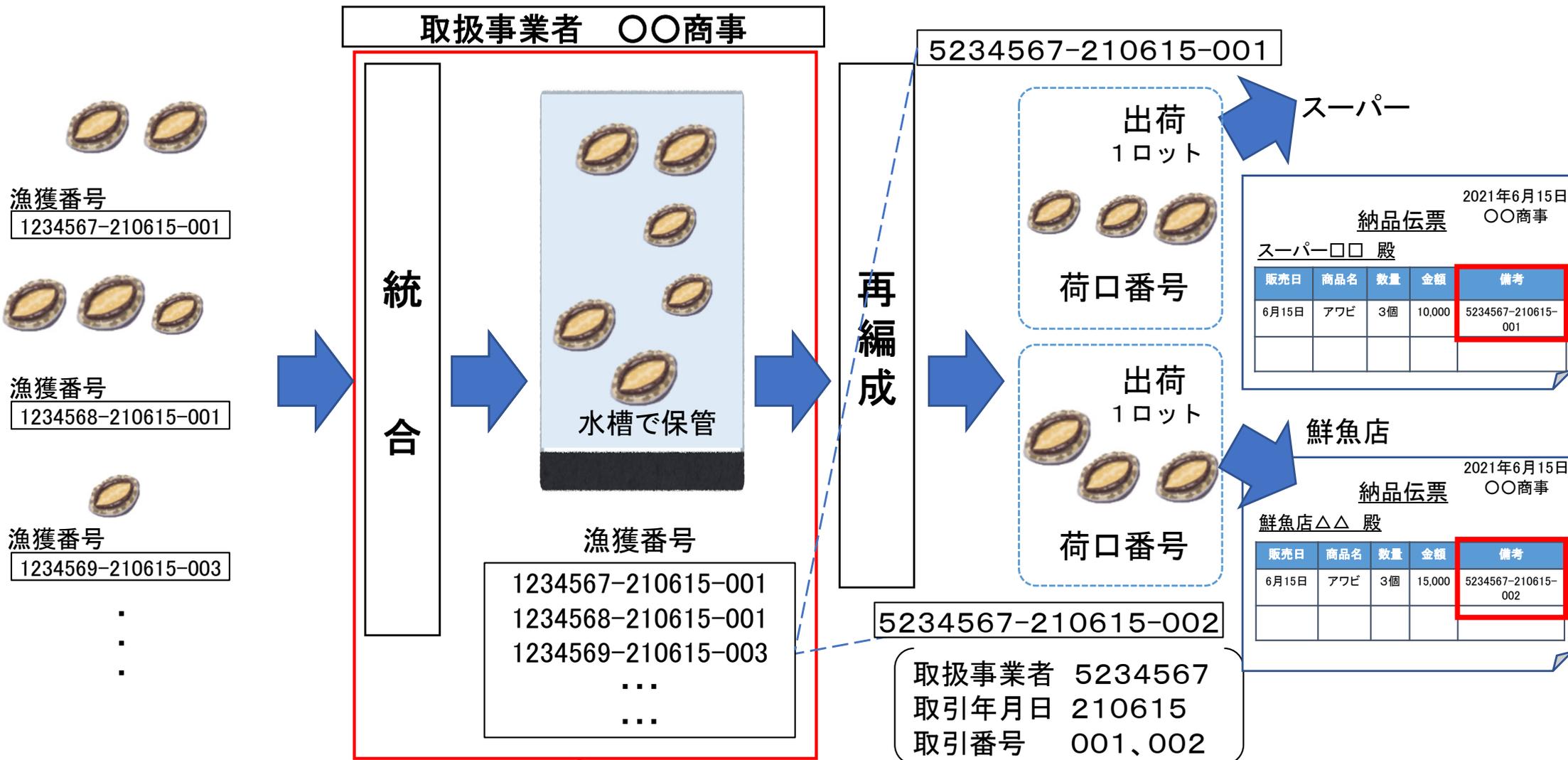


漁獲番号と荷口番号の
関係がわかる書類を保存

出荷日	出荷先	重量	荷口番号	仕入元	重量	漁獲番号
7月15日	□□商事	1	5234507-210715-001	〇〇〇	20	1234507-210615-001
				△△△	40	1234508-210615-001
						1234509-210615-003

漁獲番号・荷口番号の付与例②（市場流通のケース）

想定される事例2 卸売・仲卸業者等の段階でサイズ等により再編成し出荷。



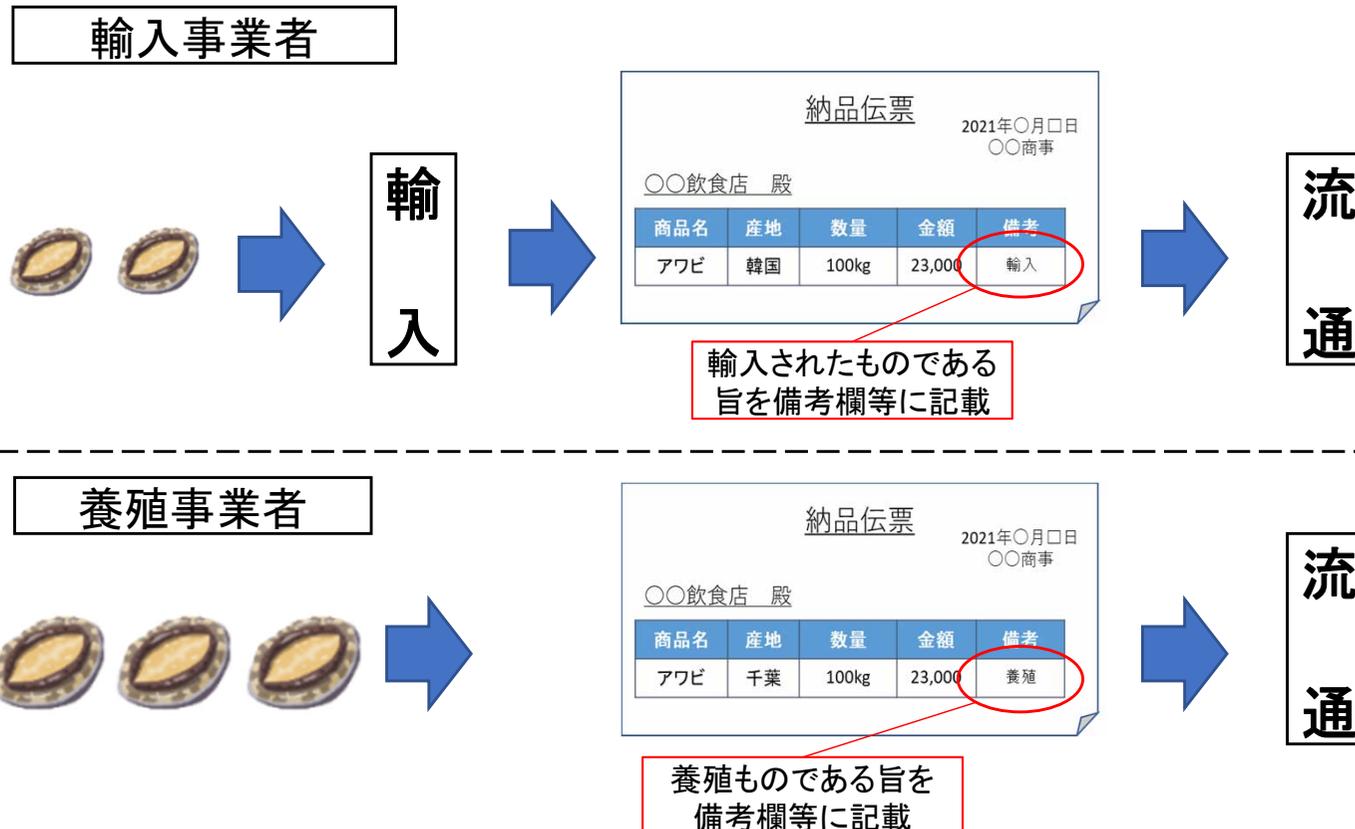
漁獲番号と荷口番号の
関係がわかる書類を保存

出荷日	出荷先	数量	荷口番号	仕入元	数量	漁獲番号
6月15日	スーパー	3	5234567-210615-001	○○○	2	1234567-210615-001
				△△△	3	1234568-210615-001
6月15日	鮮魚店	3	5234567-210615-002	□□□	1	1234569-210615-003

輸入・養殖物の検討① 輸入・養殖物の流通の考え方（案）

輸入・養殖された特定第一種水産動植物等について

- 輸入された特定第一種水産動植物や、人工種苗で養殖された特定第一種水産動植物については、国内において採捕されるわけではないため、流通に際して、漁獲番号をつけることがない。
- このような水産動植物について伝達義務を課さないとした場合、国内で違法に採捕されたものを輸入品や養殖品と偽って流通することが考えられることから、漁獲番号に代えて、「輸入されたものである旨」、「養殖されたものである旨」を伝達していただくこととなる。
- 施行後のイメージは以下のとおり。なお、すでに食品表示法に基づき、輸入された水産物・養殖された水産物については、表示義務が課されているところであり、表示する際に必要な情報については、事業者間で伝達されるため、水産流通適正化制度によって新たな負担が生じることは想定していない。



買受人の協力を得た漁獲番号の伝達方法について（案）

- 漁獲番号の伝達については、原則、届出採捕者が漁獲番号を構成し、伝票等に記載することにより情報伝達することとなるが、人員の少ない漁協等によっては漁獲番号の発行・伝達が困難なケースが想定される。それに対応するため、一次買受人の協力を得つつ漁獲番号を伝達する方法を次のとおりとしてはどうか。

漁獲番号は、届出番号＋取引年月日＋取引番号の3要素で作成されることから、

- ① 取引の相手方に届出番号を予め伝達
- ② 伝票に記載されている取引年月日・取引番号を一次買受人側で統合し漁獲番号を作成
- ③ 漁獲番号作成後、漁協と一次買受人の間で当該漁獲番号を認識

※ なお、この方法については、漁協と一次買受人の間であらかじめ同意を得ることとする。

